

◎新潟県告示第982号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 (1) 解除保安林の所在場所

新潟県柏崎市荒浜一丁目字粉糠浜2048の17・松波三丁目字粉糠浜2048の1・2048の22（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 解除保安林の所在場所

新潟県柏崎市荒浜一丁目字粉糠浜2048の17・松波三丁目字粉糠浜2048の1・2048の22（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）